香春町スポーツ大会等出場助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，香春町民のスポーツと文化芸術の振興を図るため，国内外で開催されるスポーツ及び文化芸術大会（以下「大会」という。）に出場する者に対し，香春町がその経費の一部を助成することを目的に香春町スポーツ大会等出場助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　助成金の対象は，個人にあっては町内に居住している者とし，団体にあっては町内に活動拠点を有するものとする。

（対象となる大会）

第３条　助成金の対象とする大会は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　国，地方公共団体，財団法人，社団法人，新聞社等が主催して開催する九州大会，西日本大会，全国大会及び国際大会

（２）　その他町長が特に認める大会

（交付の要件）

第４条　前条に規定する助成金は，次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対し，交付するものとする。

（１）　福岡県大会，九州大会等の予選を経て，大会に出場が決定した個人又は団体

（２）　競技団体又は文化芸術団体等により選考され，大会に出場が決定した個人又は団体

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する場合は助成金の交付対象としない。

（１）　大会の主催者又はこれに準ずる団体から，個人又は団体に対して出場に要する経費が交付されるとき。

（２）　宗教的又は政治的活動を目的とする大会に出場するとき。

（３）　営利を主たる目的とする大会に出場するとき。

（４）　その他町長が助成金を交付することが適当でないと認めるとき。

３　前条で規定する大会に同一年度に複数出場する場合，助成金の申請は個人又は団体ともに１回に限る。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は，別表に掲げる額とする。

２　助成金の額が予算額を超えた場合は，予算の範囲内で交付する。

（申請）

第６条　助成金を受けようとする個人及び団体は，大会が開催される日の属する年度内に申請するものとし，香春町スポーツ大会等出場助成金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて，香春町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（１）　出場する大会の開催要項

（２）　選考された成績，若しくは結果が確認できる賞状又は記録証等の写し
（３）　参加する大会に出場することを証明する書類
（４）　その他町長が必要と認める書類
２　申請者は，出場する者が個人の場合は本人が，団体の場合は，当該団体の代表者が行うものとする。ただし，出場する者が未成年である場合は，保護者又は所属団体の代表者が行うものとする。

（交付決定）

第７条　町長は，前条の申請書を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，香春町スポーツ大会等出場助成金交付決定通知書（様式第２号）により，不適当と認めたときは，香春町スポーツ等出場助成金交付却下通知書（様式第３号）により，それぞれ当該申請者に通知する。

（交付決定の返還等）

第８条　町長は，次の各号のいずれかに該当するときは，助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し，又はすでに交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし，大会会場地まで出向いたにもかかわらず，体調の不良等により対象の大会に出場できなかった場合は，この限りでない。
（１）　虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
（２）　対象の大会に出場しなかったとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか，助成金を交付することが適切ではないと認めるとき。

（結果報告）

第９条　申請者は，大会が終了したときは，速やかに香春町スポーツ大会等出場助成金実績報告書（様式第４号）に次の各号に掲げる書類を添えて，教育委員会に提出しなければならない。
（１）　大会プログラム，成績表及び大会写真
（２）　その他町長が特に必要と認める資料

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の施行に関し必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

香春町スポーツ大会等出場助成金（１人当たり）

大会を開催する会場	金額
国外	３０，０００円
北海道，青森県，秋田県，岩手県，宮城県，山形県，福島県，新潟県，富山県，長野県，石川県，福井県，茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県，愛知県，岐阜県，三重県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県，沖縄県	２０，０００円
鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県，福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県	１０，０００円
団体	当該団体の出場者数に１０，０００円を乗じて得た額とする。 ただし，５０，０００円を限度とする。

備考

団体に係る助成金の対象となる出場者数は、参加登録選手（監督１名を含む。）の人員数とする。